九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

ユーゴスラヴィアの国際連合における地位について

山田, 哲也 九州大学大学院法学研究科客員助教授: (財) 日本国際問題研究所研究員

https://doi.org/10.15017/2206

出版情報:法政研究. 67 (2), pp. 109-140, 2000-11-17. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

ーゴスラヴィアの国際連合における地位について

山 田

1 はじめに

(1) 本論文の目的

(2) (3) 問題の所在 国連憲章における「加盟と除名」及び「代表と権利の停止・剝奪」

2

(1) 国家の分裂・消滅と国連―過去の実行― 先例としてのインド及びパキスタンの独立

(2) その後の実行

ユーゴ紛争と国連―「加盟国の地位」について

3

(1) 旧ユーゴ各共和国の国連加盟

(2) (3)新ユーゴの取り扱い―安保理決議七七七(一九九二)及び総会決議四七/一― 国際司法裁判所(ICJ)における「新ユーゴ」

おわりに―若干の考察―

67 (2 • 109) 459

哲 也

1 はじめに

(1) 本論文の目的

位 決議四七/一が採択されている。この総会決議四七/一(さらに、 新ユーゴの総会への参加を認めないとするものであるが、後に詳細に述べるように、「加盟・除名」という国際機構に 規程の当事国であるか否か」という論点として、 上判然とせず、 国連総会第四七会期において、 に するにあたっても維持されており、 おける おける地位について検討することを目的とするものである。 国際法は 本論文は、 は、 「国家の地位」を問題としているのか、 の前提であり、 国際司法裁判所 「国家 セルビアとモンテネグロ むしろ両方の要素を併せもっていると考えられる。この決議採択の結果、 (State)」と「政府 国家は政府を通じて国際関係に参加するのである。 (ICJ)に係属している新ユーゴを当事国とする三つの事件において、(4) 「旧ユーゴの地位の自動的継続を認めず、 国家が国際機構に「加盟」 から成る「ユーゴスラヴィア連邦共和国」 (government)」を截然と区別してきた。 「代表権」という「政府の正統性」を問題としているのか、 裁判所の管轄権を巡る問題にも影響を与えている。 Ļ 新ユーゴの国連における地位については、 その前提となる安保理決議七五七及び七七七) 当該国家の政府が加盟国を 憲章四条に基づく加盟申請を行うよう求める」 このような区別は、 (以下、 実効的な政府の存在は国家性 新ユーゴ) 新ユーゴの 「代表」 国家が国際機構 「新ユーゴはICI の国際連合 国連における「地 する。2 一九九二年の 決議の文言 (国連 (state は

ることにし、この決議が、 もに、安全保障理事会 そこで本稿では、 今回の一連の決議について、 (安保理)、総会及びICJにおける議論を分析することを通じて問題点を整理し、 加盟及び代表、 あるいは除名及び権利の停止・剝奪といった加盟国と国際機構の法的関係 加盟国 |の地位に関する国連の過去の実行(practice) と比較するとと 考察を加

根幹を成す憲章の関連規定といかなる関係にあるかを検討するものである。

る 位や当該国際機構において加盟国を代表する を加えることとなり、 の疑義も指摘されており、 位をも問い得る。 まった、 (及びその政府) ユ ーゴスラヴィア社会主義連邦共和国 国家性 「決議の内部的効果」)。 いわゆる「ユーゴ問題」 (statehood) の地位を巡る国際機構の決議の効果は、 しかし、本稿では、 国際機構論上、 を巡る問題は、 決議採択の過程を振り返ることで、 また第二に、 の文脈では、 新ユーゴの、 一定の意義があると考えられるからである。 国際法の基本的な問題であり、 (旧ユーゴ) 今回の決議の採択にあたっては、 「政府」 新ユーゴと並んで、 からのスロヴェニア及びクロアチアの独立宣言 国際機構の設立基本文書 の 地位の問題に限定して検討する。 取りあえず当該国際機構の内部に留まるからである 加盟国の地位を巡る安保理及び総会の権限について検討 旧ユーゴから独立した各共和国の一 これまでにも多くの研究が為されてきた。 そもそもその (条約) の当事国としての 決議 その理 の合 曲 「憲章」 (一九九一年) は 般国際法上の 第 加盟国 性 につ に 加 また、 に始 いく わ 盟 0 地 Ø

(2) 問題の所在

統性 ては、 手続きを経る必要がある。 国際機構の活動に参加する。 に 加盟するかのいずれかとなる。 国際機構に国家が加盟するには、 元の争い 加盟を申請する国家が設立文書に定められた要件が満たされており、 がある場合には、 また、 従って、 V ずれの政府が加盟国を正式に代表するか、 その意味では通常の多数国間条約と同じであるが、 国際機構に加盟するのは 当該国際機構の設立文書 当該国家において非合法な政府の交替などの場合や複数の政府が存在してその正 「国家」であるが、 (条約) の作成に関わって「原加盟国」 という かつ、 実際には「政府」 「代表権問題」 当該国際機構の権限ある機関による 通常、 国際機構 が当該国家を代表して が生じる。 となるか、 の加盟に その代表例 設立後 あた

名 構の権限ある機関による集団的な行為であり、その結果は加盟または代表権の承認に反対する加盟国をも拘束するもの ているといってよい。 0 権利が停止または剝奪されることもある。 であるから、 に際して、当該新政府の正統性を問うものだからである。但し、加盟承認にせよ、代表権承認にせよ、これらは国際機 また、加盟国は当該国際機構における加盟国としての義務に違反した場合には、 玉 懲罰、 されることもある。 [家と政府の区別に基づく、「加盟」と「代表」の区別は、 制裁」としての意味を有するとされる。 承認国と被承認国の個別の関係を規律する国家承認や政府承認とは別個の存在であると考える必要がある。 すなわち、前者が新国家の国家性を問うのに対し、 また、 義務違反の程度によっては除名には至らないまでも、 これらは一 般に、 国際機構に加盟する国家あるいは、 般国際法上の「国家承認」と「政府承認」 後者は既存国家内における非合法な政府交替 所定の要件と手続きにより放逐 投票権の停止など加盟国としての それを代表する政府へ の関係に似 (除

めて整理しておくことにする。 新ユーゴの地位を巡る国連の対応を検討するにあたり、 まず、 国連憲章における加盟国の地位に関する規定を節を改

(3)国 「連憲章における 「加盟と除名」 及び 「代表と権利の停止 剶

(イ) 国連への加盟要件と手続き

加盟にあたっては、 があると認められる」「すべての平和愛好国」 玉 連憲章四条一 項は、「この憲章に掲げる義務を受諾し、且つ、この機構によってこの義務を履行する能力及び意思 安全保障理事会の勧告に基づいて、 が 国連加盟国となり得ると規定する。 総会が決定すると、 その手続きを定めている。 また、 同二項にお いて、 国連

とされる。

加盟は、 及び、二項に反する手続き(安保理の勧告のない総会の決定など)によって加盟問題を扱うことは許されないとするI は また、 なお、 「出席し且つ投票する構成国の三分の二の多数」(一八条二項)による賛成が要求される。 安保理の勧告には「常任理事国の同意投票を含む九理事国の賛成投票」(二七条三項) ある国家を新たに加盟国とするか否かの判断において、 安保理にとっての「非手続事項」であり、 総会にとっての「重要問題」とされているのである。 憲章四条一項に列挙された以外の条件を加えること、 いいかえれば、 が必要とされ、 国連 総会で への

(\square) 除名

CJの勧告的意見が存在する。

かではなく、 いて、この機構から除名することができる」と定めている。この場合の意思決定も安保理では二七条三項に、 八条二項に基づいて行われる。 憲章六条は、「この憲章に掲げる原則に執ように違反した国際連合加盟国は、総会が、 玉 |際機構からの除名は、 憲章二条各項の「原則」に限定されるか否かについても議論が分かれる。 (9) いかなる「原則」にどの程度「執ように違反」することが除名の要件となるかは明ら 安全保障理事会の勧告に基 とりわけ、 総会では

づ

な特殊な国を除いた世界のほぼ全ての国家が加盟する国連からの除名は、 義務違反国に対するもっとも厳しい「制裁」としての意味を持つ。 事実上、 「国際社会からの追放」 スイスのよう を意味する

(1) 権利 一の停止

は 玉 総会が、 |連憲章における権利の停止・ 安全保障理事会の勧告に基づいて、 剝奪には、 「安全保障理事会の防止行動又は強制行動の対象となった加 加盟国としての権利及び特権の行使を停止することができる。これら 盟国

部分的」な停止とがある。

払われるべきであった分担金の額に等しいか又はこれを越えるときは、 構に対する分担金の支払いが延滞している国際連合加盟国は、 の権利及び特権の行使は、 安全保障理事会が回復することができる」(五条)とする「一般的」な権利停止と、「この機 その延滞金の額がその時までの満二年間にその国 総会で投票権を有しない」(一九条) とする

41 よって除名される場合、 動又は強制行動の発動) 限り、 般的な権利の停止 停止された権利も回復しないという論理的な差はあるが、 (suspension) は、 義務違反の状態そのものは解消されないが、 に対して、除名には至らないまでも、 加盟国としての義務の違反 定の 実際上の差異はわずかであるとされる。 権利の停止の場合には、 「懲罰・制裁」としての意味を持つ。 (国連の場合は、 義務違反の結果としての防 義務違反状態の解除がな 義務違反に 止

(二) 代表

従って、「加盟・除名」の問題と「代表権」の問題は理論上、 が問題となるのは、 り二以上の政府が競合し、互いに正統政府を主張する場合(カンボジアや中国) 加盟国の代表は、 適当と認められた場合に総会などへの参加が認められる。 一つの国家 国連に対して信任状(credential)を提出する。これが総会の補助機関である信任状委員会で審査 (加盟国) に複数の政府が競合する場合であって、 別のものである。 通常、 代表権が問題となるのは、 である。 加盟国の地位そのものに変更はない。 先にも触れたように、 クーデターなどによ

委員会が、 れを受けて総会は、 全体」を正統に代表するか、という問題として扱われていた。これは、 南アフリカの信任状を否認すべきであるとの報告を行い、この報告を総会が承認したことによる。(ヨ) 一九七四年から九四年まで南アフリカの代表権が否認されていたが、これも当時の白人政権が南アフリカ 決議三二〇七(XXIX)により、安保理に対して国連と南アフリカとの関係を再考するよう求めた 第二九回総会(一九七四年) における信任状 また、こ

加拒否」という決着が図られたのである。従って、要件・手続きも対象も異なるものの、「除名」と「代表権否認」は、 ものの、 義務違反に対する「懲罰 そこで議長裁定により、南アフリカの加盟国としての地位の問題には触れずに、委任状否認の論理的帰結としての「参 憲章六条に基づく南アフリカ除名決議案がアメリカ、イギリス及びフランスの拒否権行使によって否決された。 ・制裁」という観点からは、 一連のものとして捉えられている。

2 国家の分裂・消滅と国連─過去の実行─

(1) 先例としてのインド及びパキスタンの独立

としているため、そのような場合についての規定が置かれなかった、と分析する。(5) ことがある。 国連にせよ、 でもなく、国家が消滅すれば、「その国家の国際機構における地位も消滅する」と考える方が自然であろう。 消滅の場合についてグリーン(Green)は、 一九四五年の国連創設以来、 国際連盟にせよ、 その一方で、 国連憲章は、 加盟国が分裂したり、連合を形成するなどの原因で加盟国としての地位が問題になった 一般的にはそのような取り扱いを必ずしもしていないことに注意する必要がある。 加盟国が分裂・消滅した場合の法的効果について、 国連憲章(さらに、かつての国際連盟規約) もっとも、 が政治的「現状維持」を目的 何の規定も置い そのような規定を置くま てい しかし、 ない。

国連憲章の法的解釈が二次的な立場に、

国際連盟については、「英仏の利害が優先的に考慮」されていたと結論する。(エン

そして政治的配慮及び実務上の便宜が優位に置かれている、(※)

方、一九六三年までの国連においては、

事例毎の対応がなされ、その結果、

という。その先駆けともいえる事例が、

英領インドの独立

グリー

ンは過去の実行を分析した上で、

に伴うパキスタンの分離に際しての各々の国連加盟国としての地位を巡る問題である。

国連の原加盟国であった。同年の「インド独立法(Indian Independence Act 1947)」によって、独立が達成された際、国連の原加盟国であった。同年の「インド独立法(Indian Independence Act 1947)」によって、独立が達成された際、 ある。このときインドは、自治領から独立国家へという変化があったにも拘らず、国連での地位に変化はなく、パキス インド自治領はインドとパキスタンとに分離した。この際、問題となったのが、インドの国連での地位の継承の問題で インドは、 一九四七年までのイギリスの自治領 (ドミニオン、Dominion)であり、完全な独立国家ではなかったが 67 (2 • 116) 466

このとき、総会第六委員会は、次のような見解を示している。

タンのみが憲章四条に基づく新規加盟を要求された。

 $\overline{1}$ 連加盟国としての権利義務は、国際的に承認された法人格が消滅した場合に限って、消滅する。 国連加盟国は、 その憲法または国境に変化が生じたという理由のみでは、 加盟国としての地位を失わない。 国

2 国家は憲章による手続きをとるまで、 新国家が成立した場合、その国家が国連の加盟国である国家の一部を構成していたか否かに関わりなく、 加盟国としての地位を認められない。 当該

3 但し、このような問題は、個別に判断される。」

事実、 personality)も消滅し、インド及びパキスタンの双方が新規加盟を必要とするという考え方をとることも可能であり、 ン)が誕生するのに際し、その一方を承継国と考えるのは法的合理性を欠く」というのである。 九四七年を境にインドの国際的地位に変化が生じたのは事実である。すなわち、自治領としての法人格(legal アルゼンチンはかかる主張を行った。すなわち、「インド自治領が独立し、二つの新国家(インド及びパキスタ

という一般的ルールが形成されたと見ることはできよう。(※) が、 本件は、そもそもインドが独立国家でなく自治領であった当時から、 国連加盟国の一部が分裂して、 新国家を形成した場合、 その新国家のみが憲章四条に基づく加盟申請を必要とする、 国連の原加盟国であったために議論が混乱した

(2) その後の実行

(イ) アラブ連合共和国(UAR)の結成とシリアの分裂

共に国連の原加盟国であったが、UARは新たに加盟手続きを経ることなく、 九五八年にエジプトとシリアの間で、 アラブ連合共和国 Û A R が結成された。 そのまま国連での加盟国の地位を認めら この際、 エジプトとシリアは、

れた。

しての地位を援用して、そのまま国連加盟国としての地位を継続することが認められた。 九六一年になって、 シリアがUARから脱退し、 シリア・アラブ共和国となった際も、 同国は、 国連の原加盟国と

ゆ タンガニーカ・ザンジバル連合共和国の成立

の書簡とほぼ同じであったという。 取り扱われるようになった。このとき、 の地位を有しており、新たに加盟申請することなく、タンガニーカ・ザンジバル連合共和国として一個の加盟国として 合共和国を結成した(その後、 九六四年、それまで別個の独立国家であったタンガニーカとザンジバルが連合して、タンガニーカ・ザンジバル連 タンザニア連合共和国に名称を変更)。この際も、 新国家の外務大臣から国連事務総長に送られた書簡は、 両国が既に個別に国連加盟国として 上で見たUAR結成時

ハ ソ連邦の崩壊とロシアの地位

設協定」及び一二月二一日の「アルマ・アタ宣言」を通じて消滅が決定され、 国連の原加盟国であったソヴィエト連邦 (ソ連) は、 一九九一年一二月一二月八日の「独立国家共同体 一二月二六日にはソ連最高会議共和国会 Ĉ I S

を認められていたが、 旧 「独立国家共同体の国家元首評議会に関する決定」によって定められた。これによれば、 ソ連を構成する共和国のうち、ウクライナとベラルーシ ロシア共和国をソ連消滅後のソ連の承継国家とすることが、アルマ・アタ宣言とともに採択され 间 白ロシア)はソ連と共に国連原加盟国としての地位

1 独立国家共同体加盟国は、 安全保障理事会を含め国連その他の国際機関におけるソ連邦の議席を引き継ぐため

に ロシア共和国を支援する。

1 て、 ベラルーシ、 独立国家共同体の他の加盟国を支援する。」 ロシア、ウクライナの各共和国は、 国連その他の国際組織の正式資格に関する問題の解決におい

行って、 国連加盟 している。 この決定に基づき、 国連加盟国となっている。 国となった。 なお、 ベラルーシ及びウクライナを除く他の九共和国については、 エリツィン・ロシア大統領が国連事務総長に書簡を送付し、ソ連の議席をそのままロシアが なお、 ソ連崩壊前に独立を達成したバルト三国についても、 各々別途、 憲章四条に基づく加盟審査を 各々加盟申請を行い、

(二) チ エ コ スロ ヴァキアの分離

保理の勧告と総会の決定により、 ヴァキア共和国とに分離することとなった。この時については、 チェ コ・スロヴァキアも国連原加盟国であったが、一九九二年一二月三一日をもって同国は、 加盟が認められた。 両国とも新たに加盟申請を行い、 チェコ共和国とスロ それぞれについて安

新規加盟手続きを執るという一般的 以上の取り扱いを見ると、 既に国連加盟国である国家の一部が分離独立した場合、新たに成立した国家についてのみ ルー ルがあると見ることができそうである。 この場合の例外は、そろって新規加盟

をしたチェコ及びスロヴァキアのみということになる。

めておらず、 つて原加盟国であったことを援用して新規加盟手続きに依らずに国連加盟国としての地位を「復活」させた事例しかな 「消滅」との関係では、シリアはUAR結成に伴い、 なお、 クウェートの国連加盟国としての地位が問題となったことはない。 (%) 九九〇年八月二日のイラク侵攻によるクウェート「併合」においては、 一旦消滅したと考えられるが、 安保理は一貫してかかる併合を認 UARからの脱退に際して、 か

3 ユーゴ紛争と国連―「加盟国の地位」について

じめとして多くの論点があるが、ここでは、 旧ユーゴからの独立を決定した一九九一年六月であろう。 九九五年一二月のデイトン合意において一応の決着を見た「ユーゴ紛争」 国連への加盟問題に限定する。 いうまでもなく、 ユーゴ紛争を巡っては、 の始期は、 スロヴェニアとクロアチアが 平和維持活動をは

(1) 旧ユーゴ各共和国の国連加盟

旧ユーゴスラヴィア・マケドニア共和国は、 中での加盟申請が、 年六月以降、またボスニア・ヘルツェゴヴィナについても一九九二年五月以降、 旧 ユー ゴからの独立を宣言した、 憲章四条にいう「平和愛好国 クロアチア共和国、 それぞれ国連に加盟申請し、認められた。クロアチアについては一九九一 (peace-loving states)」といえるかという問題はあろう。 スロヴェニア共和国、 ボスニア・ヘルツェゴヴィナ共和国及び 内戦状態にあった。そのような状況の その 方

る。

うに、 欧州諸国は一九九二年一月以降、クロアチアとスロヴェニアの独立を相次いで承認していった。 新ユーゴもボスニア・ヘルツェゴヴィナの成立については合法性に疑問を呈する見解をICJにおいて行ってい また、 後に見るよ

う名称を巡るギリシャの反対程度であり、とりあえず国連との関係に関する限り、 共和国」という名称を用いることで決着がついた。 国連への加盟を果たしており、その限りでは過去の先例との齟齬はない。 上記四共和国は、 先に見たパキスタンや、 ソ連を構成していたバルト三国を含む各共和国と同様、 唯一問題となったのは、「マケドニア」とい 「旧ユーゴスラヴィア・マケドニア 「新国家」として

0 時点の実効的支配の程度といわゆる「尚早の承認」の関係など―を問う作業は重要である。その一方で、 連にとっては皮肉だったといわざるを得ない。 の承認」として非難されるヨーロッパ諸国による国家承認同様、 からの承認・不承認とは関係なく、国際社会への参加を認められたことを(少なくとも政治的には) 加盟」に限定して考えるなら、ほとんど全世界の国が加盟している国連への加盟が認められることは、 これら四共和国に対する諸国の承認について、従来の国家承認理論との関係-加盟が紛争を長期化・泥沼化させたのだとすれば、「国際の平和及び安全を維持する」ことを第一の目的とした国 戦闘状態が継続する中で行われた、 ―例えば、 独立の合法性、 意味する。 国連への 個々の既存国家 議論を「国連 承認を受けた 「尚早

(2)新ユーゴの取り扱い―安保理決議七七七(一九九二)及び総会決議四七/一―

かる流れの中で採択されたものである。 上記四共和国に対するヨーロッパ諸国の好意的な対応と、 この決議に先だって採択された安保理決議七七七(一九九二)と共に参考まで 新ユーゴへの対応は好対照を成す。総会決議四七/一もか

に全文を訳出すると、それぞれ以下の通りである。

安保理決議七七七(一九九二)

「安全保障理事会は、

九九一年九月二五日付安全保障理事会決議七一三(一九九一)及びその後の全ての関連する決議を改めて確認し、

かつてユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国として知られた国家は消滅したことを考慮し、

ユーゴスラヴィア共和国(セルビア及びモンテネグロ)は、 ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の国連加盟国と

しての地位を自動的に継続することはできないことを考慮し、 総会に対して、

1 ユーゴスラヴィア共和国(セルビア及びモンテネグロ)はユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の国連加盟国

ユーゴスラヴィア連邦共和国

(セルビア及びモ

としての地位を自動的に継続することはできないことを考慮し、

ンテネグロ)は国連に加盟申請しなければならず、総会の事業に参加できないことを総会が決定するよう勧告す

る。

2 本件を、総会四七会期の主要部分終了以前に改めて考慮することを決定する。」

なお、 本文第二項にある安保理での再審議の時期とは、 一九九二年クリスマス休会前の意味である。

総会決議四七/

「総会は、

ユーゴスラヴィア連邦共和国 (セルビア及びモンテネグロ) は国連に加盟申請すべきであり、 また、 総会の事業に

参加できないとの一九九二年九月一九日付の安全保障理事会の勧告を受領し、

1 共和国の加盟国としての地位を自動的に継続することはできないことを考慮し、 連邦共和国 ユーゴスラヴィア連邦共和国(セルビア及びモンテネグロ)は国連における旧ユーゴスラヴィア社会主義連邦 (セルビア及びモンテネグロ)は国連に加盟申請しなければならず、総会の事業に参加できないこと したがって、ユーゴスラヴィア

2 本件を総会第四七会期の主要部分の終了前に改めて考慮するとの安全保障理事会の意向に留意する。」

を決定する、

(イ) 安保理における議論

後の投票理由説明 安保理決議七七七(一九九二)は賛成一二、反対〇、棄権三で採択された。この時の安保理での議論を各国の投票前安保理決議七七七(一九九二)は賛成一二、反対〇、棄権三で採択された。この時の安保理での議論を各国の投票前 シアは、新ユーゴが旧ユーゴの議席を継続できないとする意見には同調しつつも、新ユーゴを「排除 (explanation of vote before or after the voting) から整理すると次のようになる。

の政治情勢の間で実際的(pragmatic)な取り扱いをするものであるとして、この決議の意義を強調している。 扱いについて合意していない、初めての事例であるという国連における例外的な状況と、ユーゴ和平を巡る国連の外で る。フランスやアメリカも、旧ユーゴの分裂に際しては、継承国間で旧ユーゴの国連加盟国としての地位に関する取り(ᢃ) (exclude)」することには反対であるとして、総会への出席停止措置によって妥協(compromise)が成立した、

になる危険性があることを指摘している。これは、その後のUNPROFORの活動が如何に推移していったかを重ね(ミョ) その活動の成功には関係当事国の協力が不可欠であるとの観点から、本件決議の採択がUNPROFORの活動の障害 さらにインドは、 これに対して、 決議に棄権した国は、憲章上の明文の根拠を欠く本件措置の合法性についての疑問を提起しているが、 当時クロアチアに派遣されていた国連保護軍(UNPROFOR)は憲章七章に基づくものではなく、

て考えると極めて的確な指摘であったといえよう。

四 総会における議論

次に、総会ではいかなる議論が為されたかを、前記同様、整理する。

となった。 決議案では、先に見

先に見た加盟国の地位に関する国連憲章の条文について何ら言及していないため、 憲章上の根拠が問題

タンザニアは、 国連法務部に意見を求めるなどの慎重な手続きの必要性を指摘し、今回の決議が前例とならないよう要請した。 連での地位が保護されるという。ブラジルも、 弱体化させるものであるとの危惧を表明した。グアテマラは、決議そのものには賛成したものの、 であるから、 ジンバブエは、 憲章を厳密に解釈する必要性があるとの見解を示し、 国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を求めるべきであるとした。 加盟国の地位に関する各規定の排他性を主張し、またそれらの条文の厳格な適用によって、 加盟国の地位の問題は機構との関係における国家の基本権に関わる問題 過度の拡大解釈は機構の活動が依って立つ法構造を 憲章上の根拠につき、 小国 また、 の 玉

状況に対し、安保理と総会は、憲章上『必要な含意 (necessary implication)』によって、この のいずれにも該当しないものであることを前提としている。 [筆者]) ような行動をとる」ことができる、という。これに対しては、なお、トリニダッド・トバゴは、〔筆者]) ような行動をとる」ことができる、という。これに対しては、なお、トリニダッド・トバゴは、 「状況には先例がなく、 ヨーロッパ共同体加盟国を中心とした、決議の共同提案国も、この決議が憲章に依らない、 また明らかに憲章の起草者達には予見できなかったものである」が、「このような予見不可能な 決議提案の趣旨説明を行ったイギリスによれば、 すなわち四、 (決議案に記された 憲章上の根拠 五及び六条 · 今 回

については疑問が残るとしながらも、新ユーゴは人権を尊重して行動すべきである、というメッセージを送る必要性が、

決議の法的根拠に優先して考慮される問題である、 との立場を取っていることが注目される。

② 総会と安保理の権限関係

成」(憲章二七条三項)、 としている。 憲章四、 次の問題となるのは、 五及び六条は、 また、その際の表決手続きについては、安保理においては「常任理事国の同意投票を含む九理事 この決議が安保理決議七七七に盛り込まれた勧告に基づいて採択されていることである。 総会においては「出席し且つ投票する構成国の三分の二の多数」 加盟国の地位に関する手続きとして、「安保理の勧告」とそれに基づく「総会の決定」 (同一八条二項) がそれぞれ 国 を要件 国連 の賛

る手続きを準用することが果たして妥当であるか否かは問題となろう。 実質部分について憲章に規定がないにも拘らず、決議採択の手続きについては、 ところで、今回の総会決議は、 提案国自身が認めるように、 憲章のいずれの条文にも依拠しない 憲章に規定された加盟国の地位に関 ものである。 決議

必要とされている。

準用することで、 この点についてはガーナが、「誰が総会に参加できるか」という問題について安保理が勧告を為し得るという前提は受 盟国の け入れられない、 イギリスは、 (地位の) あるいは共同提案国は、「この決議案の採択にあたっては、 と反論している。 一憲章が予見不可能であった種類の加盟国の地位の問題についての決定が行えるとの立場を取っている。 問題に関して憲章が規定する手続きに従っている」と述べているから、 安保理の勧告に基づいて総会は行動し、 憲章に定められた手続規定を 加

③ 国家承継との関連

そのような前提で採択されたと考えられる。ここで問題となるのは、 家が消滅すれば、 安保理決議七七七は、 その国家が従前加盟していた国際機構の加盟国としての地位も消滅する。(雲) 旧ユ ーゴ が 「消滅した(has ceased to exist)」ことを前提としている。 果たして旧ユーゴが、 総会決議四七/一も、 本当に「消滅した」のか、 いうまでもなく、

ある 関係については、 四七/一の採択にお ような ζį は、 「消滅」 旧 ユ の 1 既に前節で見たとおり、 、認定を行う権能が安保理にあるのか、 ゴの いても、 領域が縮小され、 この原則を念頭に置いた発言が幾つかの加盟国 か インド及びパキスタンの事例を通じて一応の原則が確立している。 つ、 国名を変更したに留まるの ということも問題となろう。 か、 一から行われ ということである。 国家領域の変更と国連での てい . る。 また、 さらに、 総会決議 地位 この

な先例となることを危惧している。 に加盟を申請する一 には影響がなかっ ジンバブエは、 たことを指摘し、 これまで既加盟国に、 方で、 残余の部分については、 タンザニアも、 今回の新ユーゴに対する取り扱い 憲法上の、 過去の同様の事例では、 あるいは領域又は国名の変更があった場合でも加盟国としての地 再申請が求められたことはなく、 が、 他の国家、 本国から分離して成立した国家のみが新規 とりわけ多民族国家に対する危険 また国家としての存在そのも 0 位

同体 は、 問題となったこともないと指摘する。 国 請を行い、 される以前に、 0 承 0 間での合意が必要であると主張する。 継につい 新ユーゴが旧ユ の れに対して、 国家元首評議会に関する決定」が念頭にあるものと思われる。 加盟を認められている状況を説明できなくなる。(タタ) て、 クロアチア、 その国家を構成してい 決議に賛成したハンガリー ー ゴ の国際機構での地位を承継すると決定するには十分ではなく、 ボスニア・ た全ての新独立国による事前 ルツェゴヴィナ及び このような主張の前提として、 は 九九二年四月二七日にベオグラードで公布された スロ ヴ しかし、 ı 0) 合意が必要であるなら、 ニアが、 先に見たソ連の崩壊に際しての 既存国家の分裂に伴う国際機構での 新ユ 1 旧ユーゴを承継する全ての ゴ の同意無しに国連への そのような合意が 方的宣言の 「独立国家共 加盟申 共和 達成 地位 み

(ハ) 国連事務局の見解――決議採択の結果――

連に そ の後 、おける地位を巡って一九九二年九月二五日付けで書簡を送付した。これに対する国連の法律顧問の回答と共に紹、「ラン) クロ アチア及びボスニア・ ヘル ツェゴヴ ィナの両国連代表部 は、 国連事 務総長に対して、 「新ユーゴ」 の 玉

国連事務総長宛書簡の要点は次の通りである。

したい

- 1 安保理決議七七七にある通り、 旧 ニューゴ は消滅してお ŋ 存在しない 国家は国連 加盟国でもありえない
- ② 同時に、新ユーゴも、現段階では国連加盟国ではない。
- (3) 場に「ユーゴスラヴィア」の名札が置かれていることの法的理由が見出せない。 従って、 もはや何物をも表象してい ない にも拘らず、 国連本部前に依然として旧 ユ } ゴの国旗が掲揚され、 議
- 4 と名札の撤収を事務総長に要請する権利を留保する。 上記の点について、 事務局から法的に満足のいく説明が為されるまで、 国旗 (旧ユーゴ国旗 [筆者]) の降納

パラグラフ四で次のように述べる。 七五七及び七七七、 れに対する事務局からの回答は、 この書簡は、 旧ユーゴから独立して成立した二共和国からのものであり、 総会決議四七/一を文言通りに理解した場合、 法的に見て、やや奇妙な内容となっている。まず、書簡は決議の内容を要約した上で、 すなわち、 上記のような疑問が生じるのも当然と思われる。 政治的意図もあろう。 しかし、 安保理決議

札は従前通り残るが、総会機関においてユーゴスラヴィア共和国連邦(セルビア及びモンテネグロ)の代表は、「ユー 下線は原文のまま)を終了 ゴスラヴィア」の名札のあるところに着席することはできない。 「一方、決議は機構におけるユーゴスラヴィアの加盟国としての地位 (terminate) させるものでも、 停止 ユーゴスラヴィア国連代表部(Yugoslav missions) (suspend) させるものでもない。 (原文では、Yugoslavia's membership、 従って、 座席と名 なお、

が使用 作業に参加する権利を奪うものではない。 した事態は終了する。 は活動を継続し、 した最後のユーゴスラヴィア国旗として引き続き掲揚する。 文書の授受及び配布を受けることができる。 憲章4条に基づく新ユーゴの国連への加盟によって、決議四七/一がもたら 国連本部においては、 決議は、 ユ ーゴスラヴ 旧ユーゴスラヴィア国旗を事務局 ィアが総会機関以外の機関

題点を整理することにしたい の事務局見解に対しては、 様々な疑問を呈示することができる。 それも含めて、 次項で総会決議四七/一が持つ問

□ 決議を巡る論点

地位が、 同 ユ 関係につい 依然として加盟国の地位を保持している(しかも、 家」であることを前提としてはじめて可能となる。 きない。 アが提出した書簡が指摘する通り、 国連において「ユーゴスラヴィア」 以上、 まず、 ーゴスラヴィア」 性がないとした場合、 何故、 また、 旧ユーゴと新ユーゴが同一 総会での議論及び事務局の見解を概観した。ここで、 ての明確な回答を提示せぬままにしている。 別国家 事務局見解がいうような「憲章4条に基づく新ユーゴの加盟」は新ユーゴが旧ユーゴとは の座席を占めることの法的理由は見出され得ない。 (新ユーゴ) 旧ユーゴと新ユーゴは国際法上、 の加盟によって左右されるのか。 存在しない国家の座席が用意され、 はもはや存在しないのであり、 の国家か否かという問題がある。 ならば、 それは「停止 このことから、 事実上消滅し、 別個の国家である。 論点を整理したい。 (suspend)」さえされていない) 先に見たボスニア・ヘルツェゴヴィナ及びクロアチ さらに、 上述の議論、 国旗が掲揚されていることを説明することがで 次の二つの問題が生ずる。 安保理も決議を通じて認めてはいる 新ユーゴが総会とその関連機関以外では とすれば、 とりわけ事務局見解 旧ユーゴの消滅によって、 第一に、 旧ユ は、 ゴゴ 別 仮に両者に 両者の法的 の 個 ě 玉 0 連 0 Ó 0) 玉

判断する(すなわち、「加盟」手続きを通して「代表性」を確定する)ことには、 という論理的枠組み) てユーゴスラヴィアを代表できるかどうかという問題に帰着し、総会決議四七/一はそれを否定する効果を有するも 「参加できない」ことのみを強調している点では、 「ユーゴスラヴィア」の地位そのものに変更はなく、 第二に、両者に同一性がある場合、 事務局見解が、今回の決議を「憲章五、 を前提しているようにも考えられる。 旧ユーゴと新ユーゴの関係は「政府の交替」に過ぎない。 六条のいずれにも該当せず」、新ユーゴは総会及びその関連機関 旧ユーゴと新ユーゴの国家としての同一性(すなわち、 新ユーゴ政府(ユーゴスラヴィア連邦共和国政府) しかし、この場合、 新ユーゴの代表性を憲章四条によって 実体的にも手続的にも克服できない 従って、 国連 が 政府の交替 玉 連 VZ おける

ることができる。 「必要な含意」 手続き上の問題である。 今回の決議そのものが、憲章上合法であるか、という「合憲性」の問題、 第一 の範囲で今回の決議を捉えることができるかという問題が生ずる。ここで、 の問題は、 憲章に定めのない加盟国の地位の変更の合憲性であり、第二はそのような変更を行っ いいかえれば、 問題をさらに二つに分け イギリスがいうよう

論理矛盾が存在する。

(3) 国際司法裁判所(ICJ)における「新ユーゴ」

ジェ 条約適用事件(クロアチア対新ユーゴ)である。 ノサイド条約適用事件 フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン、イギリス及びアメリカ) 法裁判所 (以下、ICJ) では、「ユーゴ問題」 (ボスニア・ヘルツェゴヴィナ対新ユーゴ)、②武力行使合法性事件 なお、 ②については、 に関して、次の三つの事 九九九年六月二日の仮保全措置命令の際 件が 係争中である。 (新ユーゴ対ベルギー) 及び③ジェノサイ すなわ 1

スペインとアメリカについては管轄権 (ratione materiae)なしとの判断が既に下されている。

ところで、ICJ規程当事国に関する国連憲章九三条及びICJ規程三五条は、 次のように規定している。

国連憲章九三条

- 1 すべての国際連合加盟国は、 当然に、 国際司法裁判所規程の当事国となる。
- 国際連合加盟国でない国は、 安全保障理事会の勧告に基づいて総会が各場合に決定する条件で国際司法裁判

ICJ規程三五条

所規程の当事国となることができる。」

「1 裁判所は、この規程の当事国である諸国に開放する。

2 裁判所をその他の国に開放するための条件は、 現行諸条約の特別の規定を留保して、 安全保障理事会が定め

る。(以下略)」

係で、 ŧ 加のためには加盟申請しなければならない」としており、 事者能力も問題となる。そこで、これら三つの事件における新ユーゴのICJにおける地位を総会決議四七/一との関 ユーゴが旧ユーゴの地位を承継しない「新国家」であり、 本稿が分析対象としている国連総会決議四七/一は、新ユーゴは「総会の活動に参加できない」とする一方で、「参 いずれの事件についても最終的な判決が下されたわけではないので、ICJの見解も現段階では参考程度に留まる 裁判当事国がどのように主張し、あるいは、ICJがどのように判断しているかを整理しておくことにする。 国連加盟国ではないとするならば、 旧ユーゴと新ユーゴの関係には不明確な点が多い。 当然にICJにおける当 仮に新 尤

ものであることに注意する必要がある。

1 ジェノサイド条約適用事件(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ対新ユーゴ)

本件は、 ボスニア・ヘルツェゴヴィナ領域内において新ユーゴがジェノサイドを行ったとして、「集団殺害罪の防 止

ナが訴を提起し、 及び処罰に関する条約 あわせてジェノサイド条約違反の中止を求める仮保全措置の申請を行ったものである。 (ジェノサイド条約)」九条に基づいて、一九九三年三月二〇日に、 ボスニア・ヘ 、ルツェ ゴ

裁判所が回避したとみるほうがより現実に近い」とされる。 起しなかったためであるが、そのことを奇貨として、 いても、 結論としては、 国連における新ユーゴの地位に関する決定的な記述はない。 仮保全措置命令(一九九三年四月八日)及び先決的抗弁判決(一九九六年七月一一日) 国連のメンバーシップというデリケートなこの問題を扱うことを それは、 「第一義的には両当事国がこの問題を提 の ζĮ ずれ にお

この事件での論点は、二つに分かれる。

すなわち、 新ユーゴが旧ユーゴの承継国として、 国連加盟国としての地位を承継しているかという裁判所の 人的管轄

ヴィナと新ユーゴの間にジェノサイド条約上の紛争が存在しているから、 しての地位を 裁判所規程の当事国」であるとした上で、国連総会決議四七/一に見られるように、 に関する問題と、ジェノサイド条約当事国としての地位を承継しているかという事項的管轄に関する問題である。(5) についての管轄権を有するか否かを最終的に確定する必要はない。 はジェノサイド条約に拘束される意思を有していること、 るとの新ユー この点についてICJは、「仮保全措置の要請に対し、 スニア・ヘルツェゴヴィナの訴状(Application) ゴ 「終了させるものでも、 管轄権を設定する基礎となるものでなければ、 の地位について国際的には争いがあるものの、 停止させるものでもない」としていることに依拠して、 によれば、 また、 裁判所は、 新ユーゴ自身の国内的国際的主張に鑑み かかる措置を指示すべきではない」として、 国連事務局も総会決議四七 両国とも しかし、 か かる措置を命ずるか否かを決定する前に、 裁判所は管轄権を有する、と主張してい 「国連加盟国として、 原告が援用する規定または規程が、 新ユーゴが旧ユーゴ /一が新ユーゴの ボスニア・ヘ 国連憲章と一 n の承継国であ 新ユ ル 体を成 加盟 新 ツェゴ 1 応 国と 1

ICJ規程上の地位に言及した。

は、 ない 判所の一応の 三五条二項にいう「現行諸条約の特別の規定」にあたるとして、 そ 訴訟手続きの現段階において最終的に決定する必要のないものである」とした上で、ジェノサイド条約九条が規程 が、 の上で、 ユー 先に見た国連での取り扱いを検討し、 ゴスラヴィア(新ユーゴ (prima facie)人的管轄権の中にある」と判断した。 [筆者]) が国連加盟国であり、 かかる取り扱い かかる規定が適用される「紛争は、 は そのようなものとして規程当事国であるか否 「法的困難さ (legal difficulties) ζý ずれにせよ、 から逃 n ら 裁

ジェ う₆₁ イド 階と同じ論理、 サイド条約に批准し、 17 日に行っており、 る。 また、先決的抗弁判決においても、 次に新ユ 条約当事国としての地位を認めている。 ノサイド条約 か か る招請が行われていない以上、 ーゴがジェノサイド条約の当事国であるか否かという点について裁判所は、 すなわち、 か への加入に際しては、 つ、 新ユーゴが旧ユーゴの国際約束上の義務に全て拘束される旨の正式の宣言を一九九二年四月二七 か 旧ユーゴが負っていた国際約束上の義務に対する新ユーゴの履行の意図を根拠に、 かる意思を同日付の国連事務総長宛書簡で伝達していることを理由にこれを認めている。 ICJは、 同条約一一条に従って、 ICJは新ユーゴを国連加盟国として扱っていると考えることも可能であろ 新ユーゴ自身の意図はともかく、 新ユーゴの国連における地位については言及せず、 「総会により署名するよう招請さ 新ユーゴが国連非加盟国であるなら、 旧ユ ーゴは一 n 仮保全措置命令段 九五〇年にジェ ることになって ジェ ノサ

2 武力行使合法性

本件は、

コソヴォ問題を巡って、

北大西洋条約機構

NATO

が新ユ

ーゴに対して一

九

九九年三月二四日

に開

始し

ドイツ、 イド条約等に違反するとして、 た空爆が、 イタリア、 武力不行使原則違反、 オランダ、 新ユー ポルトガル、 九四九年ジュネーヴ条約とその一九七七年同条約第 ゴが一 スペイン、イギリス及びアメリカ) 九九九年四月二九日にNATO加盟国 に対して行ったものである。 (対ベ 、ルギー、 追加議定書、 カナダ、フランス 及び、 ジェ

is all)であって、ICJ規程の当事国であることは疑いがないとしている。(G) 後の安保理決議八二一(一九九三)に基づき経済社会理事会 を終了させるものでも、停止させるものでもない」とする事務局見解を根拠に、新ユーゴは国連において総会及びその これに対して新ユーゴ側は、 五月一二日の陳述において、安保理決議及び総会決議がいずれも「加盟国としての地位 (経社理) の作業には参加できないが、 それで全て(that

ての確定的な結論を必要としないとの判断によるものであり、新ユーゴの国連における地位の問題に言及せずとも、 他の被告国との関係では仮保全措置を命じないとの判断を下した。これは、 轄権の根拠をその他の理由に求め得るとの論理である。 一九九九年六月二日、ICJはスペイン及びアメリカについては一応の (prima facie) 仮保全措置段階では裁判所の管轄権につい 管轄権も見出され

チャ みであって、ICJ規程当事国としての地位には何ら言及が無いと述べている。 J規程当事国として強制管轄権を受諾する資格が無いのではないかという疑いが生じると指摘している。(65) 決的に取り扱うべきであり、これまでの経緯を仔細に検討すれば、新ユーゴが完全な形では国連加盟国ではなく、 ての地位に疑問を呈し、 これに対して、 ICJ規程三六条二項に基づく新ユーゴの強制管轄権受諾宣言の有効・無効を判断するには、 特任裁判官は反対意見の中で、 小田判事は個別意見において、 本件申立てのそもそもの適格性に異議を唱えている。また、コイマンス 総会決議四七/一は 新ユーゴの国連における取り扱いを根拠としてICJ規程当事国とし 「総会における」新ユーゴの取り扱いに言及するの 新ユーゴの地位を先 (Kooijmans) 一方、 クレ 判事

③ ジェノサイド条約適用事件(クロアチア対新ユーゴ)

にクロアチアが訴を提起したものである。 クロアチア「領域内」におけるセルビア系による破壊行為への補償(compensation)を求めて、 一九九一年から一九九五年にかけて、すなわちクロアチアの国連加盟 (一九九二年五月二二日) 一九九九年七月二 以前

Memorial)の提出期限と定めたが、二〇〇〇年三月一〇日に申述書提出期限を九月一四日に延長し、答弁書提出期限 もこれに併せて二〇〇一年九月一四日とする旨の命令が出された。 ド条約の当事国であったことから、 ゴがユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国 ○○○年三月一四日をクロアチアの申述書(Memorial)提出期限及び同年九月一四日を新ユーゴの答弁書(Counter-クロアチアは、 本件における裁判所の管轄権の基礎をICJ規程三六条一項に求めると共に、 同条約九条を援用している。本件については一九九九年九月一四日の命令により二(%) (旧ユーゴ)の継承国(successor States)であり、 旧ユーゴがジェノサイ クロ アチア及び新ユ

おわりに―若干の考察―

4

り、 参加できない状態が継続しているという意味で事実上の「代表権の否認」または 疑問点があり、決議そのものからは明確な結論は導き出すことができないが、 総会決議の文言 本稿の目的は、 「ユーゴスラヴィア」 (さらに、 新ユ ーゴの国連における地位を検討することにあった。 は新ユーゴとなっても引き続き、 それらに対するクロアチア及びボスニア・ヘルツェゴヴィナと国連の間の書簡) 従来通り国連加盟国であり、 既に3(2)二で指摘した通り、安保理決議及び ICJにおけるこれまでの議論を見る限 「権利の停止 単に総会及び経社理の会合に (suspension)」 状態に には種 マの

「排除

置として上述のように考えるしかないのである。 従って、 (cannot automatically continue)」とする一方、それを「除名(expel)」とは区別していると思われるからである。 決議採択時にイギリスが述べたような「必要な含意」、あるいは「黙示的権能 (implied power)」に基づく措 安保理決議七七七(一九九二)と総会決議四七/一が新ユーゴが旧ユーゴの地位を「自動的には継続できな

利停止につい 行動に 既に勧告的意見を通じて、 本文書によって明確である場合には、 また、スクビシェヴスキ 「代表権の否認」なり「出席停止」を意図したなら、 て代表権を否認する措置が安保理によって執られることを正当化する規定も存在しない。 ける地位を巡る一 クロアチア等への国連加盟承認と対を成す形で、 しかし、それは、 基本文書またはそれに基礎を置く内部法によって、 一懲罰、 「権限踰越(ultra vires)」があったのではないかという問題が依然として残るからである。 ての憲章の規定も同様に明確であって、 制裁」的な行為については、一般的に「安直に黙示的権能説で権利停止・除名を正当化するべきでは この措置が国連憲章上、「合法」であることを直接には意味しない。 連の決議は国連憲章違反であり、 (Skubiszewski) ≁' 憲章に規定された以外の要件を加えることは許されないことが確認されている。 新たな権能を黙示的に認める余地はないとする。新規加盟の際の要件については、(マシ) 黙示的権能の限界として、機構 憲章五条に基づく正規の「権利の停止」も可能であったと思わ 黙示的権能を認める余地はないように思われる。 連のユーゴ紛争の状況下における新ユーゴへの 安保理及び総会の行為は権限踰越であるとの疑 明確に要件と手続きが定められている必要がある」といわれる。 (及びその内部機関) すなわち、 従って、 新ユーゴの国連に 安保理及び総会の 除名や権利停止と ۲ 🗸 「制裁」としての の権能 また、 が非常に強 除名及び権 が設立基 効果に

協的対応」 たのが、 基づく武器禁輸措置を課していたのであり、 る。 には消極的であったことに見られるように、加盟国としての継続性を否定しつつ、 ユーゴと新ユーゴの なぜなら、 旧ユーゴと新ユーゴの「加盟国」としての継続性の問題であろう。 が憲章との整合性を欠いた決議を産んだと考えられるのである。 安保理決議七七七(一九九二)が前文で言及している安保理決議七一三(一九九一)は既に憲章七章に 加盟国としての継続性を前提としなければならないが、 同条が定める要件を満たしていたからである。 五条に基づく「権利の停止」であれば、 ロシアでさえ、 除名はしないという、 尤も、 か かる継続性を認めること その際に問題となっ まさしく 旧

合性を欠いているとの疑問は解消されないままである。 た原則は一応維持されたことになる。 が生じたという理由のみでは、 連の決議を「事実上の代表権否認ないし権利停止」と理解する限り、 加盟国としての地位を失わない」という、 しかし、 かかる状態を回復させるための手続きを憲章四条に依らしめることが インド及びパキスタン独立に際して設定され 「国連加盟国は、 その憲法または国境に変化

新ユーゴ の中で、今回の一連の決議は法的整合性 ユーゴに対する措置では、 のような圧力がユ 「政府」 ユ ーゴ問題という国際政治の枠組み全体の中での新ユーゴ の概念的混同をもたらし、 「政府」 の ーゴ問題の早期解決に資するものであったか否かはここで問うまでもなかろう。 「代表性」を問題としたのかが不明確なものとなった。 法的整合性の問題が等閑に付され、 ICJにおける審理にも少なからぬ影響を与えているのである。 (合「憲章」性)よりも政治的な圧力という面が強調される結果となった。 (正確にはセルビア) に対する国際社会の非難という図式 新ユーゴの国連における「国家性」を問題としたのか、 それは、 本来峻別され いずれにせよ、 るべ き 国家」と そ 新

- 1 Crawford, James, The Creation of States in International Law (1979), pp.27-28
- (≈) cf. Crawford, *ibid.*, p.29.

- (∞) UNGA Res. 47/1, 22 September 1992.
- アチア対新ユーゴ) (Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Croatia v Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia-Herzegovina v. Yugoslavia) (General List No.91))及び「武力 Yugoslavia)) United Kingdom and United States of America) (General List Nos. 105-113). 「ジェノサイド条約の適用に関する事件」(クロ 行使合法性事件」(Legality of Use of Force (Yugoslavia v. Belgium, Canada, France, Germany, Italy, Netherlands, Spain 「ジェノサイド条約の適用に関する事件」(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ対新ユーゴ)(Application of the Convention on the
- (5) 山本草二『国際法(新版)』(一九九四年) 六七頁。
- nition and the United Nations (1987) を参照。 『前掲書』六七-六八頁。国際連盟及び国連への加盟(不)承認問題と国家承認の関係を扱ったものとして、Dugard, John, Recog 安藤仁介「国際機構の加盟手続と国家承認」国際法事例研究会『日本の国際法事例研究(1)国家承認』二一七頁及び山本草二
-)(参考)横田洋三編著『国際機構論(補訂版)』一三四-一三五頁。
- の国際連合加盟を承認する場合の総会の権限」勧告的意見事件(*Ibid.* 1950, pp.3-34)。 「国際連合における加盟国の地位を国家にする場合の条件」勧告的意見事件(ICJ Reports 1947-1948, pp.57-115)及び「国家
- 9 Simma ed., The Charter of the United Nations: A Commentary (1994), p.141
- Schermers and Blokker, *International Institutional Law*, pp.96-97.
- (11) (参考)横田『前掲書』一三三頁。
- (2) Schermers and Blokker, *ibid.*, p.96.
- (3) GA Res. 3296 (XXIV).
- 1) 外務省『国際連合第29回総会の事業(上)』一―五頁。
- Equity: Essays in tribute to G.W. Keeton (1967), p.152. Green, J., "The Dissolution of States and Membership of the Untied Nations", in Holland (et al eds.), Law, Justice and
- Schermers, International Institutional Law (1980), p.63
- された (*Ibid*., pp.153-155.) 一九四二年に皇帝が復帰するまで国際連盟加盟国としての地位に変化はなく、連盟最後の総会である第二一回総会には代表が派遣 Green, ibid. p.167. 例えば、エチオピアは、イタリアによる侵略の結果、併合され、諸国による承認を受けたにも拘らず、

- ≅) *lbid.*, pp.153-155.
- <u>19</u> 幹夫『国際法上のコモンウェルス―ドミニオンの中立権を中心として―』(一九九五年)一〇二―一〇三頁。 International Organizations (1986), pp.50-51 を参照。なお、インドは国際連盟にも加盟していた。当時の経緯については、松田 national Law through the Political Organs of the United Nations (1963), pp.15-17 及び Morgenstern, F., Legal Problems of インド自身の「国家性(statehood)」と国際機構への加盟問題については、例えば、Higgins, R., The Development of Inter
- 20UN General Assembly Official Record 6th Committee, 2nd session, 43rd Meeting at pp.38-39 (1947).
- (원) UN Doc. A/C.6/156, 2 October 1947.
- Zemanek, 116 Recueil des Cours (1965-III), pp.245-254, Amerasinghe, C.F., Principles of the Institutional Law of International Organizations (1996), pp.112-113. International Law (1965), pp.281-289, Udokang, U., Succession of New States to International Treaties (1972) pp.282-287 Cf. Schacter, O., 25 British Yearbook of International Law (1948), pp.91-132, Misra, K.P., Canadian Yearbook of
- (원) Zemanek, ibid., p.253.
- December 1991. Translated and reproduced in 31 International Legal Materials (ILM) at 151. 邦文は外務省欧亜局ソヴィエ "Decision by the Council of Heads of States of the Commonwealth of Independent States", done at Alma Ata on 21
- スロヴァキア共和国について安保理決議八○○(一九九三)(一九九三年一月八日)、チェコ共和国について同八○一(一九九

ト連邦課『ソ連月報』第五八二号(一九九一年一二月)六頁によった。

- 26 べん (cf. Amerashinghe, ibid., p.126.)。 無効(null and void)である」ことを決定(decide)している。イラクが国連憲章に違反してクウェートを侵略し、それに対して 国連が憲章七章に基づく措置を執っているのであるから、クウェートの加盟国としての地位に変更が生じないのは当然の帰結とい (同日)。 例えば安保理決議六六二(一九九〇)は、本文第一項においてイラクによるクウェート併合は「いかなる法的効力も有さず、
- (5) cf. Keesings' Record of World Events at 38204 (1991).
- ドニア同八一七(一九九三)(一九九三年四月七日)。 ニア同七五四 (一九九二) (同)、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ同七五五 (一九九二) (同年五月二○日)、旧ユーゴスラヴィア・マケ それぞれの加盟申請に対する安保理決議は、クロアチアについて決議七五三(一九九二)(一九九二年五月一八日)、スロヴェ
- <u>29</u> これらの経緯については、Weller, Marc, "The International Response to the Dissolution of the Socialist Federal Republic

of Yugoslavia", in American Journal of International Law Vol.86 (1992), pp.567-607, 王志安『国際法における承認―その法的 機能及び効果の再検討』(一九九九年)第一部第五章、千田善『ユーゴ紛争―多民族・モザイク国家の悲劇』(講談社)二三二-二六 ○頁などを参照。

- (3) UN Doc. A/47/PV.7 at 143 (United Kingdom)
- し」つつ、総会に対して、 は消滅したことを考慮し」、新ユーゴが旧ユーゴの議席を自動的に継続するとの主張が「一般に受け入れられていないことを想起 の継続性の否定は、 S/RES/777 (1992). この安保理決議では、前文において、「かつてユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国として知られた国家 四共和国の主張と軌を一にするものである(王『前掲書』一五〇頁)。 新ユーゴの加盟申請と総会の事業への参加停止を決定するよう勧告している。新ユーゴの旧ユーゴから
- 賛成:オーストリア、ベルギー、ケープ・ヴェルデ、エクアドル、フランス、ハンガリー、日本、 モロッコ、 ロシア、 英、

米

(33) UN Doc. S/PV.3116 at pp.2-3.

及びヴェネズエラ、棄権:中国、インド及びジンバブエ。

- 3) *Ibid.*, at pp.12-14.
- 3) *Ibid*. at pp.6-7 (インド), pp.7-11 (ジンバブH) and pp.14-15 |
- 36 UN Doc. A/47/PV., at 162. (反対。以下、カッコ内は当該国の投票行動を示す。 なお、 全体の投票結果については、Ibid. at
- 37) *Ibid.* at 189 and 190. (棄権)
- 36) Ibid. at 191. (賛成)
- (3) *Ibid*. at 177. (反対) (4) *Ibid*. at 144-145.
- (41) Ibid. at 192. (賛成
- the agenda and organization of work)」の中で審議され、採択されたものである。このような議事進行に対して、 bers to the United Nations)」として扱われた)。これに対し、今回の決議は、議題八「議題及び作業計画の採択(Adoption of ツェゴヴィナ及びスロベニアの加盟問題を審議した第四六回総会では、議題二〇「国連への新規加盟(Admission of new Mem かではない。また、通常、 の要件は満たしてはいる。しかし、総会議事録から知り得る限り、本件決議が「重要問題」として処理されたかどうかは明ら なお、この総会決議は、 総会における新規加盟承認は、 賛成一二七、反対六、棄権二六で採択されているから、「出席し且つ投票する構成国の三分の二の多 独立の案件として審議される(例えば、クロアチア、 ボスニア・ヘル ケニアとタン

ザニアが疑問を呈している(*Ibid.*, at 167(ケニア)and 176(タンザニア))

- (3) *Ibid.* at 142
- (4) *Ibid*. at 161
- (6) IIN Doc ;;,(45) 前掲注(12)。
- (4) UN Doc. *ibid*. at 163
- (8) *It: J* よ 100 また、またぎょう司:

 $\widehat{50}$

48 49 ジンバブエがこの点を指摘している。UN Doc. ibid. at 163 *Ibid.* at 182. また、モルジブも同様に主張する(*Ibid.* at 181 and 182)。

Letter dated 25 September 1992 from the Permanent Representatives of Bosnia and Herzegovina and Croatia to

- 51 United Nations addressed to the Secretary-General, reproduced in UN Doc. A/47/74, 27September 1992 Letter dated 29 September 1992 from the Under-Secretary-General, the Legal Counsel, addressed to the Permanent
- <u>52</u> Representatives of Bosnia and Herzegovina and Croatia to the United Nations, reproduced in UN Doc. A/47/485, Annex, 30 判決の要旨・分析について、杉原高嶺「ジェノサイド条約適用事件-September 1992 九六年一〇月)四五四―四六八頁及び国際司法裁判所判例研究会(酒井啓亘執筆)「ジェノサイド条約適用事件―先決的抗弁―」 『国際法外交雑誌』第九八巻三号(一九九九年八月)三七九―三九九頁を参照。 本事件の仮保全措置命令(一九九三年四月八日)及び先決的抗弁判決(一九九六年七月一一日)に関する事実経過・命令及び −仮保全措置の申請−−」『国際法外交雑誌』第九五巻四号(一九
- (53) 国際司法裁判所判例研究会「前掲」三九〇頁。
- 判制度』(一九九六年)九八頁。 いて疑問を提起していたが、取りあえず本稿の検討対象外であるので言及しない。なお、杉原 本件における人的管轄を巡る問題では、新ユーゴ側がボスニア・ヘルツェゴヴィナ自身の独立プロセスを基にその国家性につ 「前掲論文」及び杉原 『国際司法裁
- ibhy/ibhyframe.htm), para.88 Application by the Republic of Bosnia and Herzegovina, ICJ#ームページ (http://www.icj-cij.org/icjwww/idocket/
- (5) *Ibid.*, paras.95-100.
- (运) *ICJ Reports* 1993, pp.12-13, para.14
- (5) *Ibid.*, pp.13-15, paras.16-19.

- $\widehat{60}$ $\widehat{61}$ 国際司法裁判所判例研究会「前掲」三八九頁及び同(注4)。. ICJ Reports 1996, p.19, para.17.
- $\widehat{62}$ ICJ Document, CR99/27 (12 May 1999), p.7.
- 63 て扱われていることを指摘している。 *Ibid*., CR99/35 (12 May 1999). なお、その際、ICJ Yearbook においても「ユーゴスラヴィア(Yugoslavia)」が当事国とし
- 64Separate opinion of Judge Oda, paras.3-4, ーローキー4ページ (http://www.icj-cij.org/icjwww/idocket/iybe/iybeframe.
- (6) Separate opinion of Judge Kooijmans, paras.12-15 (出所は前掲注(4)と同じ).
- <u>66</u> Dissenting opinion of Judge Kreća, paras.8-11 (出所は前掲注(4)と同じ).
- ICJホームページ (http://www.icj-cij.org/icjwww/idocket/icry/icryframe.htm)。 Application by the Republic of Croatia Instituting Proceedings against the Federal Republic of Yugoslavia (2 July 1999)
- Ibid., paras.28-30.
- ICJキームページ (http://www.icj-cij.org/icjwww/idocket/icry/icryframe.htm)。
- ICJ Reports 2000, p.5
- International Law, Vol. 86 (1992) pp.830-833, esp. p.833. cf. Blum, Yehuda Z., "UN Membership of the 'New' Yugoslavia: Continuity or Break?" in American Journal of
- 横田編『国際機構論』一三五頁。
- Perplexity (1989), pp.867-868. Skubiszewski, Krzysztof, "Implied Powers of International Organizations" in Dinstein ed., International Law at a Time
- (건) cf. Magliveras, Konstantinos D., Exclusion from Participation in International Organisations: The Law and Practice behind Member States' Expulsion and Suspension of Membership (1999), pp.254-257.
- (参考) 王『前掲書』一五〇頁。